

4

第4章 プランの推進

4

第4章 プランの推進

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野に男女共同参画の視点を組み入れていくことが求められています。プランの推進に当たっては、次の推進体制等で施策を展開していきます。

1. 男女共同参画推進体制の確立

(1) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、市長を本部長とする、男女共同参画推進本部において、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図ります。

(2) 男女共同参画審議会

学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する「男女共同参画審議会」において、施策の進捗状況等に関する審議をしていただき、提言や御意見等を踏まえて、男女共同参画を推進します。

(3) 男女共同参画推進センター

「市立男女共同参画推進センター（ふらっとねやがわ）」を、男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、次の事業の充実を目指します。

- ①講座等…男女共同参画の視点からの講座等の実施
- ②相談…女性の心の悩み相談（カウンセリング）の実施
女性のための法律相談の実施
男性のための悩み相談（カウンセリング）の実施
- ③情報・資料の収集・提供…男女共同参画の視点からの資料や図書、ビデオ等の収集・提供
- ④活動支援…男女共同参画を推進する自主活動への支援
- ⑤交流…男女共同参画の推進に向けた個人やグループの交流、ネットワークづくりの支援
- ⑥一時保育…講座等に安心して参加できるような支援

2. 市民・関係機関等との連携

- ①市民、団体、企業等において、自主的な取組が促進されるよう、連携を密にするとともに、協働して施策を進めていきます。
- ②国、府や関係機関等と連携、協力を図り、より一層の効果的な施策の推進に努めます。

3. プランの進行管理

- ①プランの進捗状況について継続的に確認し推進を図るとともに、市民への積極的な情報提供を行うため、施策の進捗状況を取りまとめて公表します。
- ②プランの実効性と計画性を高め、できる限り市民に分かりやすいものとするため、基本目標ごとに代表的な指標について目標数値を設定し、達成に向けて取り組みます。

目標値を設定する施策

基本目標	指標	現在（直近）の状況		平成32年度までの目標数値
I	審議会等委員への女性委員の登用比率	26.3%	平成22年 4月1日現在	30.0%
	女性委員のいない審議会等の割合	24.0%	平成22年 4月1日現在	0%
	市職員の女性管理職比率	係長以上 16.2%	平成22年 4月1日現在	係長以上 30.0%
II	「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	61.0%	平成22年度	70.0%
	ジェンダー（社会的・文化的性別）の認知度	40.5%	平成21年度	50.0%
III	「職場」において「男女平等」と感じる市民の割合	24.4%	平成21年度	35.0%
IV	保育所（園）の利用率（保育所（園）を利用できる乳幼児の割合）	31.7%	平成22年 4月1日現在	40.0%
	地域子育て拠点の箇所数	6か所	平成22年 4月1日現在	12か所
V	地域包括支援センターの相談件数	2,502件	平成21年度	3,700件
VI	乳がん検診の受診率	11.8%	平成21年度	30.0%
VII	DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度	89.5%	平成21年度	100%
	配偶者等からの「壁に物を投げるなど、脅かす」行為について、暴力と認識する人の割合	70.9%	平成21年度	100%

プランの推進に当たってのイメージ図

